

都市再開発支援事業

中心市街地等の地域の拠点となるエリアにおいて、市街地再開発事業等を核としたエリア全体の持続的な再生を促進するため、市街地再開発事業後の効果的なマネジメントまで見据えたソフト（計画策定・エリアマネジメント等）及びハード（リノベーション等）の取組を総合的に支援。

構想段階

計画段階

事業実施段階

管理運営段階

ソフト支援

地区再生計画の策定

地域の拠点となる地区の整備方針等の策定

①地方公共団体②1/3等③総事業費50,000千円限度、最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度

街区整備計画の策定

左記計画区域内での街区整備方針等の策定

①地方公共団体、再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりNPO、まちづくり公益法人、まちづくり協議会②1/3等③総事業費50,000千円限度、最初の交付から5年間かつ通算3年間を限度

計画コーディネート業務

計画立案・調整、まちづくり活動支援

①地方公共団体、再開発準備組織、再開発会社等、タウン・マネジメント・センター、施設建築物管理組合※、まちづくり会社、都市再生推進法人 ②1/3等③総事業費60,000千円を限度、最初の交付決定のあった年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度
※まちづくり活動支援のみ対象

事業コーディネート業務

施設詳細設計・計画に関する調整、保留床価格設定に関する調整

①保留床管理法人②1/3等③施設建築物工事中に行うものに限る、1,000㎡以上の保留床を賃貸運営する法人に限定等

【凡例】①補助対象②国費率③条件

ハード支援

リノベーション・空地の暫定利用

①地方公共団体、地方公共団体からの間接補助を受ける民間事業者等②1/3等③市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画（地区再生計画、街区整備計画等）にリノベーション等を推進するエリアと方針が定められていること、まちづくりの計画へ位置づけられてから3年間を限度

都市機能増進施設の導入を伴う老朽建築物の建替

①地方公共団体、地方公共団体からの間接補助を受ける民間事業者等②1/3等③都市機能誘導促進区域等が立地適正化計画に定められている、認定再開発事業等の事業区域が中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域内であり都市機能増進施設を含む建築物を整備すること、土地整備費を限度

<対象地域> 以下のいずれかの区域

- 鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすものに限る。）
- 重点密集市街地等
 - ・重点密集市街地 及びその周辺区域 ※
 - ・防災再開発促進地区 及びその周辺区域 ※
 - ※ 丁町目境から概ね500mの範囲内
- 都市再生緊急整備地域等
 - ・都市再生緊急整備地域、再開発促進地区

■空地の暫定利用のイメージ



空き地等における仮設店舗等の設置

<対象エリアのイメージ>



<凡例>

- 地区再生計画の区域
- ▤ 街区整備計画の区域
- 再開発等の計画中の区域
- ▨ 計画コーディネート業務の範囲
- ▧ リノベーションを推進する区域
- ▩ 空地の暫定利用を推進する区域

■リノベーションのイメージ



木造2階建て（従前）住宅+店舗
（従後）簡易宿所+店舗

■まちづくり活動支援のイメージ



まちづくり組織立ち上げ



相談窓口の設置
（ノウハウ提供）



プロモーション活動